

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会 運営要綱

第1 趣旨

個人番号は、条例による独自利用も含めて地方公共団体内部での利用や国の機関等との情報連携に活用されることが予定されており、制度導入に向けて、事務の効率化、行政サービスの高度化等に資するための具体的利活用方策等について、課題及びその対応策と併せて検討を行い、研究会の成果を広く地方公共団体に周知し、各団体における具体的取組につなげていくことを目的とする。

第2 名称

名称は、「個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会」（以下「個人番号活用研究会」という。）とする。

第3 構成

- 1 個人番号活用研究会に座長を置く。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長が不在又は事故がある場合には、あらかじめ座長は指名する者がその職務を代理する。
- 4 個人番号活用研究会の構成員及びオブザーバーは別に定める。

第4 議事

- 1 個人番号活用研究会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に個人番号活用研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- 1 個人番号活用研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課が行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、個人番号活用研究会の運営その他個人番号活用研究会に関し必要な事項は座長が定める。